

【市県民税特別徴収関係】

マイナンバー制度開始に伴う記載事項の追加について



平成 27 年 12 月

平成 28 年 1 月 1 日以降に提出される特別徴収の申告・届出については、これまでの記入内容に加えて、事業所の法人番号（個人事業主の方の場合は事業主様の個人番号）を記入していただく手続きが始まります。

盛岡市が、これまでに配布している様式を使用される場合であっても、記入開始時期以降は、法人番号等を記入していただきますようお願いいたします。

特別徴収関係の申告・届出に関して、法人番号または個人番号の記入に対応した様式は、必要となる時期に合わせて、盛岡市公式ホームページの申請書ダウンロードにて提供する予定です。

なお、退職所得に係る市県民税納入申告書については平成 28 年度用の納付書より対応する予定です。

1 「退職所得に係る市県民税納入申告書」 ～納入書裏面～

○法人の事業所の場合

特別徴収義務者欄の余白部分に法人番号を記入してください。

●個人事業主の方の場合

法人の事業所の場合と取り扱いが異なりますので、市民税課 下記【問い合わせ先】までお問い合わせください。

※ 給与分にかかる特別徴収分のみ納入の場合、法人番号の記入は不要です。

市県民税 納入申告書		(受付印)
盛岡市長あて		
平成 28 年 1 月 4 日提出		
平成 28 年 1 月分	人員	1 人
退職手当等 支払金額		1 0 0 0 0 0 0
特別徴 収金額	市民税	3 0 0 0 0
		2 0 0 0 0
法人番号記入例		1234567890123
所在地	盛岡市内丸 12-2	
名称	株式会社 ○○○○	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。		

2 「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」 ～特別徴収のしおり【様式 3】～

○法人の事業所の場合

特別徴収義務者指定番号欄の上の余白等に法人番号を記入してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	
すみやかに提出してください。	
1234567890123	
給与 （特別 徴収）	所在地
	指定番号

●個人事業主の方の場合

個人番号を記入する必要はありません。（平成 27 年 12 月に取り扱いが見直され、個人番号の記入は不要とされました。）

【お問い合わせ先】

市民税及び県民税（特別徴収）について

盛岡市財政部市民税課（電話 019-613-8496）または 盛岡市公式ホームページ (<http://www.city.morioka.iwate.jp>)

法人番号制度について

お近くの税務署 または 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)